

### 第3 用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日～平成30年10月31日の期間
漁業経営体	<p>過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。</p> <p>ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。</p>
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。）
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	<p>漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。</p> <p>(ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当</p>

	該階層に区分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。）。
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。

消費者に直接販売 自営の水産物 直売所	消費者に直接販売している場合をいう。 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産 物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業従事世帯員	個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等ではない場合は責任のある者に含めない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等ではない場合は責任のある者に含めない。
経営主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画 者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む）。

陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
団体経営体における責任のある者	漁業就業者のうち、団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	<p>過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。</p>
海上漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものといい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

## 漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
  - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
  - c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
  - b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
  - c 池及び水槽の見回り
  - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
  - e 収穫物の取り上げ作業

## 個人経営体の専兼業分類

### 専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

### 第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

### 第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

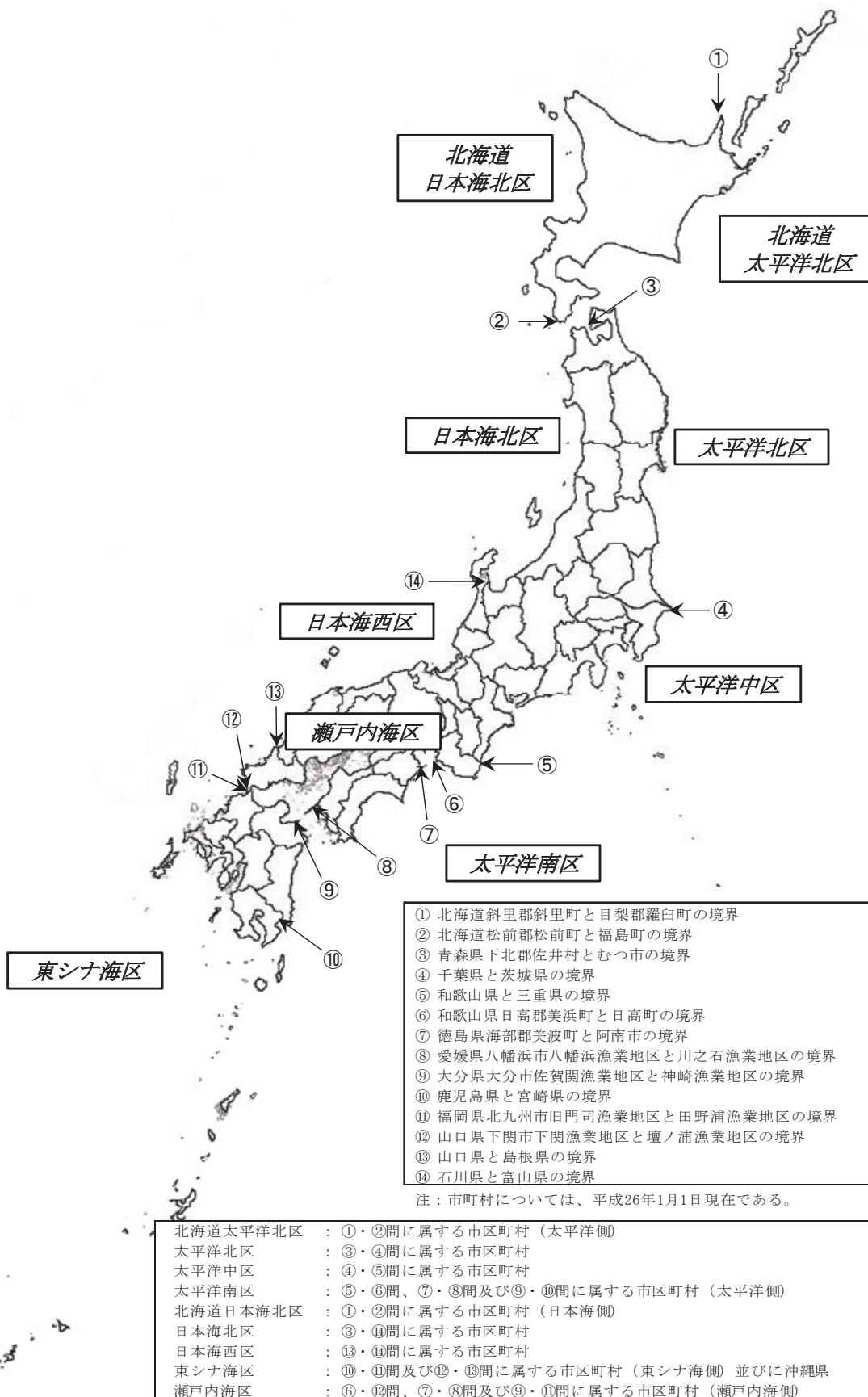
## 兼業の種類

### 水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族

	も含む。) を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
自家漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図（次ページ）のとおり。

【大海区区分図】



0101

様式調第1号



2018年漁業センサス  
海面漁業調査票 I  
漁業経営体調査票用  
(個人経営体用)  
平成30年11月1日調査

統計法に基づく國の  
統計法に基づく基幹統計調査  
漁業構造統計調査  
統計法に基づく基幹統計調査  
漁業構造統計調査

大港区	都府県(振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号
基本指標番号	・	・	・	・	・	・
市区町村名	■■■■■	漁業地区名	■■■■■	漁業集落名	■■■■■	■■■■■

○ この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果について  
も、外に漏らしたり課税などの資料で利用することではなく、秘密を厳守することが  
法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。

○ 記入に当たっては、「漁業経営体調査票I（個人経営体用）」の記入の仕方」をよ  
く読んでください。

○ 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれ  
いに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、棒からはみ出さないように右づめで記入してください。  
★ マークを記入する欄は、下の記入例  
のように黒くぬりつぶして下さい。



- 調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、  
過去1年間に記入する箇所があります。過去1年間について記入してください。
- 調査票の記入及び提出は、オンライン調査システム操作ガイドをご参照  
ください。

0102

(八)

I 世帯について  
1 世帯員すべての人数  
11月1日現在の世帯員の人数を記入  
してください。

うち、満14歳以下の世帯員	すべての世帯員
男 701	・

4 漁業を行った人  
満15歳以上の世帯員（平成15年10月31日までに生まれた人）  
のうち、過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）  
に漁業を行った人をを記入してください。

自家漁業の从业日数 （自家漁業の陆上作業を含みます。）	自家漁業の从业日数 （自家漁業の陆上作業を含みます。）
（住居を異にしており、生計を共にしていない人や、住居は、記入しない人がいます。）	（住居を異にしており、生計を共にしていない人や、住居は、記入しない人がいます。）
① 経営主との連絡番号 記入例 ① 01 ② 00 ③ 00 ④ 00 ⑤ 00	① 経営主との連絡番号 記入例 ① 01 ② 00 ③ 00 ④ 00 ⑤ 00
② 性別 記入例 ① 男 ② 女	② 性別 記入例 ① 男 ② 女
③ 出生の年月 記入例 ① 1950年1月	③ 出生の年月 記入例 ① 1950年1月
④ 日数を記入	④ 日数を記入

◀ 海上作業日数の考え方  
1日のうちで2回以上出漁しても1日と数えます。  
・1漁船が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とします。  
・2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。  
・なお、逆流船業は含みません。

0103

2 世帯としての収入  
世帯としての収入は、自家漁業と自家漁業以外の

仕事でどちらが多かったですか。  
当てはまるものに記入してください。

II 自家漁業に雇つた人

1 海上作業に雇つた人

(1) 11月1日現在の海上作業に雇つた人の有無

を記入してください。雇つた人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

自家漁業の収入のみ	0	0
自家漁業以外の収入がある場合	711	0
自家漁業以外の収入が多かった場合	0	0

(不動産による収入を含みません。)

自家漁業には、共同経営や雇われるのは含みません。

3 自家漁業の後継者の有無  
当てはまるものに記入してください。

後継者は過去1年間に漁業を行つた人のうち、将来自家漁業の經營主になる予定の人をいいます。  
調査日現在(11月1日)、自家漁業を行つてなくともかまいません。

0104

II 自家漁業に雇つた人

1 海上作業に雇つた人

(1) の日本人のうち、過去1年間  
に30日以上海上作業を行つた人を記入してください。

(2) (1) の日本人のうち、過去1年間  
に30日以上海上作業を行つた人を記入してください。(人)

男	女
計	221
15～19歳	222
20～24歳	223
25～29歳	224
30～34歳	225
35～39歳	226
40～44歳	227
45～49歳	228
50～54歳	229
55～59歳	230
60～64歳	231
65～69歳	232
70～74歳	233
75歳以上	234

海上作業に雇つた人がいない	0
海上作業に雇つた人がいる	201

海上作業に雇つた人がいる

海上作業に雇つた人を年齢別に記入

日本人	うち、過去1年以内に漁業を始めた人	外国人
①	②	③
千 百 十 (人)	千 百 十 (人)	千 百 十 (人)

211 : : : : : : : : : : : : :

211 : : : : : : : : : : : : :

211 : : : : : : : : : : : : :

雇つた日本人のうち、30日以上海上作業を行つた人を年齢別に記入
---------------------------------

過去1年以内に漁業を始めた人は漁業で恒常的な収入を得ることを目的とするとして漁業に従事した上で、以下のいずれかに該当する人です。

・新規に漁業を始めた人(過去に漁業に従事していない、再び漁業を始めた人を含む。)

・他の仕事を主であったが、漁業が主となつた人(他の産業に從事等)

2 陸上作業に雇つた人

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に雇つた人を記入してください。

千	百	十 (人)
計	241	:
男	242	:
女	243	:

過去1年間で次のいずれかの決定期に参画した人(経営主を除く)。  
・漁業用機器の選定・採購  
・漁業用機器の運搬  
・出荷先選定  
・資金調達  
・漁船施設などの投資  
・雇用の決定・管理

6ページの全国漁業種類番号に当てはまる番号を記入してください。

1:自家漁業  
4:雇われて漁業の仕事  
2:自家漁業以外の自営業  
5:雇われて漁業以外の仕事  
3:共同経営の漁業の仕事

## III 漁船

1 過去1年間に漁業に使用した漁船について、当てはまるものすべてを記入してください。  
 (借りた漁船を含みます。)  
 また、漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数（借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。）を記入してください。

漁船を使用していない	0	301
漁船を使用した	0	

使用していない場合(6  
ページへ進んでください。)

過去1年間に使用した漁船		11月1日現在で持っている漁船	
(借りた漁船を含みます。)		(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)	
無動力漁船	0	302	0
船外機付漁船	303	0	
動力漁船	304	0	

## 2 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください。】

総トン数 (小数第1位まで記入下さい。 2位を切り下げる下さい。)	過去1年間 の出漁日数										1位	2位	3位	1位	2位	3位	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨								
千 百 十 (トン)	いすれか ごとにマーカー 入	それの漁船 ごとに日数を記 入	全国漁業種類番号	401	402	403	404	405	406	407							
	小数点	1	0	0	0	0	0	0	0	0	408	409	410	401	402	403	404

6ページの「全国漁業種類番号」で  
当てはまる番号を記入してください。

平成30年11月1日現在において所有  
権入れに關係なく、自らが管理運営してい  
る漁船については、「持っている」に記入し  
てください。

出漁日数の考え方  
 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます  
 ・1船海が1夜の場合  
 合計は1日とします  
 ・2夜以上になります  
 ・日数とします。  
 なお、通常漁業は含みません。

## IV 漁業経営について

## 1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 網 漁 業 》		《 はえ縄・釣・ その他の漁業 》		《 海面養殖・ 種苗貯蔵する 》	
全国漁業種類番号		全国漁業種類番号		全国漁業種類番号	
底びき網	101	遠洋底びき網	120	さんざけ養殖	136
底以西底びき網	102	近海底びき網	121	ぶり類養殖	137
沖合底びき網	103	沿岸底びき網	122	魚まだい養殖	138
網網	104	その他のはえ縄	123	類ひらめ養殖	139
小型底びき網	105	遠洋かつお一本釣	124	養たらふぐ養殖	140
船びき網	106	近海かつお一本釣	125	殖くろまぐろ養殖	141
大中大型底びき網	107	沿岸かつお一本釣	126	その他魚類養殖	142
まよひき網	108	遠洋いか釣	127	ほたてがい養殖	143
中・大型まよひき網	109	近海いか釣	128	かさき類養殖	144
2そうまくまき網	110	沿岸いか釣	129	その他の貝類養殖	145
ひき網	111	ひき網	130	くるまえび養殖	146
さけ・ます流し網	112	その他の釣	131	ほや類養殖	147
刺網	113	小型捕鯨	132	その他動物類養殖	148
かじき等流し網	114	潜水器漁業	133	こんぶ類養殖	149
その他の刺網	115	探具・探藻	134	わかめ類養殖	150
さんま棒受網	116	大型定置網	135	のり類養殖	151
大型定置網	117	さけ定置網	136	その他海藻類養殖	152
小型定置網	118	その他の網漁業	137	真珠養殖	153
	119	その他の網漁業	138	真珠母貝養殖	154

3ページの「4 「漁業を行つた人」、5ページの「2 「動力漁船」及び7ページの「1 「2回以上出漁しても1日と数えます」と記入してください。  
 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます  
 ・1船海が1夜の場合  
 合計は1日とします  
 ・2夜以上になります  
 ・日数とします。  
 なお、通常漁業は含みません。



0109

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまるもの一つに記入してください。

養殖を行つてい ない場合は、「うち、 海面養殖」の販売 金額なしに記入して ください。	販 売 金 額 な し	100 万 円 未 満	100 万 円 未 満	300 万 円 未 満	500 万 円 未 満	800 万 円 未 満	1,000 万 円 未 満	1,500 万 円 未 満	2,000 万 円 未 満	5,000 万 円 未 満	1 億 万 円 未 満	2 億 万 円 未 満	5 億 万 円 未 満	10 億 万 円 未 満	「10億円以上」の 場合は、金額も記入 してください。
販売金額	591	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	千億 百億 十億（億円）
うち、 海面養殖	592	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	四捨五入して億円単位 で記入してください。

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に記入してください。  
また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

消費者に直営販売には、自ら生産した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。業者自らが運営する直売所が該当します。  
その他のお水産物直売所には、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します。（漁業協同組合の直売所、直の販売など）  
他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

出 荷 先 (該当すべてにマーク) 出荷額の最も多かった出荷先 (一つにマーク)	581	漁業協同組合の卸売市場		漁業協同組合の市場き所		漁業業者・加工業者		小売業者・生協		外食産業		消費者に直接販		その他の方法
		漁業業者	加工業者	漁業業者	加工業者	小売業者	生協	外食産業	消費者	直接販	販	業	直売所	
	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他

V 漁業以外の事業について  
過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてに記入してください。  
また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

行って いない	水産物 の加工	漁家民宿	漁 レストラン	遊漁船業	農業	小売業	その他
591	0	0	0	0	0	0	0

→ 592 万 千 百 十 (人)

調査は以上で終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

0202

## 会-1 事業所の概要

- 1 本所・支所の区分と会社の種類  
それぞれ当てはまるもの一つに記入してください。

本 所		・ 支 所 の 区 分		会 社 の 種 類	
単独事業所	本所・本社	支所・支社	株 式	そ の 他	
801	0	0	0	0	0

特例有限会社(旧制度の有限公司を含む。)は、株式会社に含まれます。

- 2 11月1日現在の従業者数  
漁業以外も含めますすべての従業者数を記入してください。

(本所・本社の場合は、支社・支所を含めた従業者数ではなく、本所・本社のみの従業者数を記入してください。)

802	:	:	:	:
-----	---	---	---	---

次のページへ →

会-1 共同経営について  
1 出資金

- 現物出資を除く出資金について、当てはまるもの一つに記入してください。

出資金	10	10	30	50	100	200	500	1,000	3,000
	万	万	万	万	万	万	万	万	万
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上

現物出資とは、漁船や漁網などの持ちはれをいいます。

- 2 出資者の人数  
出資金を出資した人と現物出資をした人の合計の人数を記入してください。

832	:	:	:	:
-----	---	---	---	---

次のページへ →

2

0201

様式調第2号



政府統計  
統計法に基づく基幹統計調査  
漁業統計  
漁業統計調査票Ⅱ

(団体経営体用)  
平成30年11月1日調査

大 渔 区	都 府 県 (振興局)	市 区 郡 村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号
基本指標番号	: : :	: : :	: : :	: : :	: : :	: : :
市区町村名	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

漁業地区名 [ ] 漁業集落名 [ ]

○ この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果について  
も、外に漏らしたり譲渡などの資料に利用することではなく、秘密を厳守することが  
法律により定められていますので、ありますので、そのままをご記入ください。  
○ 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)」の記入の仕方」をよ  
く読んでください。  
○ 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれ  
いに消してください。  
★ 数字は、1マスに1つずつ、格からはみ出さないように右づめで記入してください。記入例 [ ] 1123

記入例 [ ] 0 → [ ] 0  
記入例 [ ] 0 → [ ] 0

つなげる  
すきまをあける

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。  
○ 調査票の内容については、本年(平成30年)の11月1日現在で記入する箇所と、  
過去1年間にについて記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月  
1日から平成30年10月31までの1年間にについて記入してください。  
● 調査票の記入及び提出は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照  
ください。

調査員がチェックをつけた該当ページについて、ご記入ください。  
 「会社」の方 ..... 2~11ページ  
 「共同経営」の方 ..... 2~9ページ  
 「漁業協同組合」「漁業生産組合」「その他」の方 ..... 3~9ページ

1

0203

1 当てはまるもの一つに記入してください。

法人でない法人である	0	0
851	852	853

2 法人の場合は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

法人番号を活用した統計的 精度向上及び標準化の取組に 使用させていただきます。) (法人のマイナンバー(12桁) を譲り受けよううようにご注 意ください。
--

**1 漁業の従事者**

漁業に従事した責任のある者（役員（支配人や代理を委任された人を含む。）に限る。）

過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に漁業に従事した人のうち、海上作業や陸上作業に責任のある者について記入してください。（役員以外の雇用者については、次ページに記入してください。）

本欄に記入するには、経営主のほか、役員のうち、過去1年間に漁業（管理業務を含む。）に従事した方のみです。（役員に出席するだけの方は、記入する必要はありません。）

経営 主	海上作業において責任のある人（役員に限る。）	性別	出生の年月	漁業従事	海上作業日数	海上作業種類	海上作業下旬に 海上作業を 行なった人を年齢別に記入	10 海 上 作 業 日 数	1位 2位 3位	陸上作業に従事した人のうち、海上作業を含みます。）					
										うち、 海上作業 日数	うち、 海上作業 日数	うち、 海上作業 日数	うち、 海上作業 日数	うち、 海上作業 日数	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
該当するすべてにマーク	（マーカー）	いずれか	大昭和成年	出生の年月	漁業従事	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク
601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
603	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
604	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
608	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

漁業日数の勘定方法  
 1日（うち）に2回以上出漁しても1日と数えました。  
 1回以上出漁する場合は、翌朝出港日から入港日までの日数が1日となります。  
 2段以上出漁する場合は、當てはまる番号を記入してください。  
 なお、遙漁船業は含みません。

0204

(3) (1) の日本人のうち、(2) の役職につくした責任のある者」に記入した人を除く。）

(1) 11月1日現在の海上作業に雇つた人の有無を記入してください。雇つた人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

海上作業に雇つた人がいない 海上作業に雇つた人がいる	0	0
201	202	203

法人番号を活用した統計的  
精度向上及び標準化の取組に  
使用させていただきます。)  
(法人のマイナンバー(12桁)  
を譲り受けよううようにご注  
意ください。

日本 人	うち年内に雇つた人	外国人
①	②	③
千 百十 (人)	千 百十 (人)	千 百十 (人)
211	212	213

(1) の日本人のうち、役職につく者を除いて、30日以上海上作業を行つた人を年齢別に記入

(2) (1) の日本人のうち、役職（漁業に限る。）について記入してください。

役職	性別	出生の年月	漁業従事	該当する元号と年月を記入	該当するすべてにマーク	陸上作業日数が多かつた漁業種類					海上作業日数が多かつた漁業種類				
						漁業	養殖	長飼育	船長	船員	長	日数	海上作業日数	海上作業日数	海上作業日数
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
該当するすべてにマーク	（マーカー）	いずれか	大昭和成年	出生の年月	漁業従事	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク	該当するすべてにマーク
651	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
652	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
654	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
655	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

6ページの全国漁業種類番号で  
当てはまる番号を記入してください。6ページの全国漁業種類番号で  
当てはまる番号を記入してください。

千	百	十	(人)
241	242	243	

## II 漁船

1 過去 1 年間に漁業に使用した漁船について、当ではまるものすべてを記入してください。(借りた漁船を含みます。)

また、漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

過去 1 年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます。)		無動力漁船 [無動力漁船へ進んでください。]	
総トン数 [小数点以下を切り下さない 2位を除いて下さい。]		11月1日現在 過去1年間 の出漁日数 (1) 小数点 千 百 十 (トン)	
301	0	②	③
0	0	1 位	2 位
0	0	3 位	1 位
0	0	④	⑤
0	0	⑥	⑦
0	0	⑧	⑨

## 2 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください。】

過去 1 年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます。)		無動力漁船 [無動力漁船へ進んでください。]	
11月1日現在 過去1年間 の出漁日数 ① 小数点 千 百 十 (トン)		11月1日現在で保有している漁船 1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使 用した場合は、1隻を船外機付 漁船としてください。	
302	0	0	0
303	0	0	0
304	0	0	0

6ページが「全国漁業種類番号」で  
当ではまるの番号を記入してください。

## III 漁業経営について

1 営んだ漁業種類  
(1) 過去 1 年間に行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 綱 漁 》	《 はえ縄・釣・	《 海面養殖 》	《 (種苗養殖含む) 全国漁業種類番号 》
底びき網	底びき網	遠洋底びき網	はえ縄
沖合底びき網	底びき網	近海底びき網	底びき網
船底びき網	底びき網	沿岸底びき網	底びき網
中型底びき網	底びき網	遠洋かつね一本釣	遠洋かつね一本釣
大型底びき網	底びき網	近海かつね一本釣	近海かつね一本釣
中型まぐろ巻き網	底びき網	沿岸かつね一本釣	沿岸かつね一本釣
大型まぐろ巻き網	底びき網	遠洋いか釣	遠洋いか釣
中・小型まぐろ巻き網	底びき網	近海いか釣	近海いか釣
大型まぐろ巻き網	底びき網	沿岸いか釣	沿岸いか釣
中・小型まき網	底びき網	ひき縄釣	ひき縄釣
大型まき網	底びき網	さけ・ます流し網	さけ・ます流し網
中・小型まき網	底びき網	かじき等流し網	かじき等流し網
大型まき網	底びき網	その他の刺網	その他の刺網
中・小型まき網	底びき網	さんま棒受網	さんま棒受網
大型定置網	底びき網	大型定置網	大型定置網
中・小型まき網	底びき網	さけ定置網	さけ定置網
大型定置網	底びき網	小型定置網	小型定置網
中・小型まき網	底びき網	その他の網漁業	その他の網漁業
大型定置網	底びき網	潜水器漁業	潜水器漁業
中・小型まき網	底びき網	探貝・採藻	探貝・採藻
大型定置網	底びき網	その他の漁業	その他の漁業
中・小型まき網	底びき網	わらかめ類養殖	わらかめ類養殖
大型定置網	底びき網	のり類養殖	のり類養殖
中・小型まき網	底びき網	その他の海藻類養殖	その他の海藻類養殖
大型定置網	底びき網	真珠貝養殖	真珠貝養殖

3ページの1「漁業に従事した責任のある者」、4ページの2の(2)「役職につく者」、5ページの2「動力漁船」及び7ページの1「1年間販売金額が多かった全国漁業種類番号」については、本ページの「全国漁業種類番号」を使用してください。

## I 漁船

1 過去 1 年間に漁業に使用した漁船について、当ではまるものすべてを記入してください。(借りた漁船を含みます。)

また、漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

過去 1 年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます。)		無動力漁船 [無動力漁船へ進んでください。]	
総トン数 [小数点以下を切り下さない 2位を除いて下さい。]		11月1日現在 過去1年間 の出漁日数 ① 小数点 千 百 十 (トン)	
301	0	②	③
0	0	1 位	2 位
0	0	3 位	1 位
0	0	④	⑤
0	0	⑥	⑦
0	0	⑧	⑨

## 2 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください。】

過去 1 年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます。)		無動力漁船 [無動力漁船へ進んでください。]	
11月1日現在 過去1年間 の出漁日数 ① 小数点 千 百 十 (トン)		11月1日現在で保有している漁船 1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使 用した場合は、1隻を船外機付 漁船としてください。	
302	0	0	0
303	0	0	0
304	0	0	0

6ページが「全国漁業種類番号」で  
当ではまるの番号を記入してください。

平成30年11月1日現在において所有する漁船は、自らが曾用運営してい  
る漁船です。

出漁日数の考え方  
・1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日と数えます。  
・1航海が1日以上になります。出港日から入港日までの日数となります。  
・なお、造船業者は含みません。

0207

(2) 過去 1 年間にすべての漁業種類のうち、販売金額の多かった順に 3 つを (1) の 全国漁業種類番号 101 ~ 154 から選んで記入してください。 年間販売金額が多かった漁業種類番号 01 ~ 36 から選んで記入してください。 6 ページの全国漁業種類番号で当てはまる番号を記入してください。	(3) 過去 1 年間の漁獲物・収穫物について、魚種別の販売金額の多かった順に 3 つを下表 の魚種番号 01 ~ 36 から選んで記入してください。 年間販売金額が多かった魚種番号 01 ~ 36 から選んで記入してください。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称 番 号</th> <th>名 称 番 号</th> <th>名 称 番 号</th> <th>名 称 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>くろまぐろ</td><td>01</td><td>ひらめ・かれい類</td><td>10</td></tr> <tr><td>かくろまぐろを除く類</td><td>02</td><td>すけとうだら</td><td>11</td></tr> <tr><td>かじき類</td><td>03</td><td>その他のたら類</td><td>12</td></tr> <tr><td>さけ・ます類</td><td>04</td><td>ほつけ</td><td>13</td></tr> <tr><td>いわし類</td><td>05</td><td>あんなご類</td><td>14</td></tr> <tr><td>あじ類</td><td>06</td><td>たちうお</td><td>15</td></tr> <tr><td>さば類</td><td>07</td><td>い類</td><td>16</td></tr> <tr><td>さんま</td><td>08</td><td>いさき</td><td>17</td></tr> <tr><td>ぶり類</td><td>09</td><td>さわら類</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>		名 称 番 号	名 称 番 号	名 称 番 号	名 称 番 号	くろまぐろ	01	ひらめ・かれい類	10	かくろまぐろを除く類	02	すけとうだら	11	かじき類	03	その他のたら類	12	さけ・ます類	04	ほつけ	13	いわし類	05	あんなご類	14	あじ類	06	たちうお	15	さば類	07	い類	16	さんま	08	いさき	17	ぶり類	09	さわら類	18
名 称 番 号	名 称 番 号	名 称 番 号	名 称 番 号																																						
くろまぐろ	01	ひらめ・かれい類	10																																						
かくろまぐろを除く類	02	すけとうだら	11																																						
かじき類	03	その他のたら類	12																																						
さけ・ます類	04	ほつけ	13																																						
いわし類	05	あんなご類	14																																						
あじ類	06	たちうお	15																																						
さば類	07	い類	16																																						
さんま	08	いさき	17																																						
ぶり類	09	さわら類	18																																						
<p style="text-align: center;">表 魚種番号</p>																																									

2 地方選定漁業種類について  
過去 1 年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、  
そのすべての漁業種類について記入してください。

地 方 選 定 漁 業 種 類	マ 謂 ア 謂	該 種 種 類 名	番 号	該 種 種 類 名	番 号	該 種 種 類 名	番 号
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

3 海面養殖（陸上に設置した水槽に海水を入れ養殖をする場合は、海面養殖に含めます）  
11月現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖  
養殖場の施設面積と使用している面積（魚類を放養しない面積は除きます。）を記入してください。

養殖場の施設面積		うち、使用している面積	
百万 十万 千 百 + (m²)		+ (m²)	
魚類養殖の合計	511	うち、	511
うち、ぶり類	512	うち、	512
うち、まだい	513	うち、	513
うち、ひらめ	514	うち、	514
うち、陸上水槽	515	うち、	515
うち、とらふぐ	516	うち、	516
うち、陸上水槽	517	うち、	517
うち、くろまぐろ	518	うち、	518

(2) ほかでいい養殖に記入してください。  
いかだで垂下式、簡単垂下式、平均面積を記入してください。

合 数	521	合 数	522
平均面積		平均面積	
イ はえ縄	523	イ はえ縄	524

(3) かき類養殖  
当てはまる養殖方法に記入してください。  
いかだで垂下式、簡単垂下式、そだひび式、地引き式、そだひび式  
台数と 1 台の平均面積を記入してください。  
イ はえ縄 養縄（海面に水平に張つて垂下連を支える縄（ロープ）の長さを記入してください。  
ウ 地引き式、そだひび式  
養縄（海面に水平に張つて垂下連を支える縄（ロープ）の長さを記入してください。  
カ かき類は、真正かみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても 1 枚の網ひびの面積としてください。  
百万十万千百十 (m²) 533 一百十 (m²) 534

合 数	531	合 数	532
平均面積		平均面積	
イ はえ縄	533	イ はえ縄	534

(4) わかめ類養殖  
幹縄（海面に水平に張つて種糸を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。  
(海面養殖施設の面積には通過し、船通しは含みません。  
面積は、真正かみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても 1 枚の網ひびの面積としてください。  
百万十万千百十 (m²) 541

合 数	532	合 数	533
平均面積		平均面積	
イ はえ縄	541	イ はえ縄	541

(5) のり類養殖  
施設の面積を平方メートル単位で記入してください。  
いかだでいわしがにん（養殖施設の面積は、真正かみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても 1 枚の網ひびの面積としてください。  
百万十万千百十 (m²) 551

合 数	533	合 数	534
平均面積		平均面積	
イ はえ縄	551	イ はえ縄	551

(6) 真珠養殖  
いかだ台数を記入してください。  
(かご 100 つりを 1 台としてください。  
百万十万千百十 (台) 561

合 数	534	合 数	535
平均面積		平均面積	
イ はえ縄	561	イ はえ縄	561

(7) 真珠母貝養殖  
いかだ台数を記入してください。  
(かご 100 つりを 1 台としてください。  
百万十万千百十 (台) 562

合 数	535	合 数	536
平均面積		平均面積	
イ はえ縄	562	イ はえ縄	562

0209

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまるもの一つに記入してください。

漁獲物を行つてい ない場合は、「うち、 海面養殖」の販売 金額なしを記入して ください。		「10億円以上」の 場合に、金額も記入 してください。												
販 売 金 額	571	100	100	300	500	800	1,000	1,500	2,000	5,000	1	2	5	10
万 円		万 円	万 円	万 円	万 円	万 円	万 円	万 円	万 円	万 円	億 円	億 円	億 円	億 円
未 満		未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	上	未 満	未 満	未 満

四捨五入しててください。  
で記入してください。

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先一つに記入してください。

また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。		消費者に直接販売には、自ら生産した水産物またはそれを使用して加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。												
		自家業の水産物直売所には、団体経営体自らが運営する直売所が該当します。												
		その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します。												
		他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。												
		その他												
出 荷 先 (該当すべてにマーク)	581	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出荷額の量も多かつた出荷先 (一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IV 漁業以外の事業について  
過去1年間に行った事業について、当てはまるものすべてに記入してください。  
また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

行つ い ない	0	水産物 の加工	漁家民宿	遊 家 旅 館	漁 船	農 業	小 売 業	其 他
591	0	0	0	0	0	0	0	0

漁家民宿の 延べ宿泊者数 万 千 人 十 (人)									
592	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「会社」以外の方の調査は以上で終わりです。  
ご協力ありがとうございました。  
「会社」の方は次ページへ。

0210

「会社」の方で2ページの本所・支所の区分が「本所・本社」及び「単独事業所」の場合に記入してください。

常時従業者とは、業務にこなすわからない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生を言まない、次の①～④のいずれかに該当する人をいいます。  
 ①個人事業主及び無業の家族従業者  
 ②有給の役員（役員報酬の賞金・給与体系の人）  
 ③雇用者（賞金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）  
 ④役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賞金・給与体系の人  
 •期間を定めずに從事している人  
 •1か月以上の期間を定めて從事している人  
 •1か月以上の期間を定めて從事している人  
 •1か月以上の期間を定めて從事している人  
 •1か月未満の期間を定めて雇用されている人  
 •日々雇用（日雇い）されている人、など

会 - II 支所・支社も含めた会社全体について									
1 支所・支社も含めた会社全体の従業者数 支所・支社も含めた会社全体の従業者数を記入してください。									
千億 千億 未満 未満 未満 未満 未満 未満 未満 未満									
十 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万									
百 百 百 百 百 百 百 百 百 百									
十 十 十 十 十 十 十 十 十 十									
(人)									

計 803

常時従業者 804

うち、雇用者 805

その他 806

2 資本金

会社について出資金の金額で当てはまるもの一つに記入してください。  
株式会社については出資金の金額で当てはまるもの一つに記入してください。

100 万 円未 満	100 万 円未 満	200 万 円未 満	500 万 円未 満	1,000 万 円未 満	3,000 万 円未 満	5,000 万 円未 満	1 億 円未 満	1 億 円未 満	10 億 円以 上
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

807

3 漁業の専業・兼業  
(1) 過去1年間に行った事業が漁業のみの場合  
合は「専業」、他の事業も行った場合は「兼業」に記入してください。

4 事業別の子会社数  
事業別に子会社数を記入してください。

0211

兼業	専業
808	0

(会社)

漁業	水産加工業	その他	卸売・小売業、飲食業	サービス業	その他	冷蔵倉庫業	その他	その他
821	822	823	824	825	826	827	828	829
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

専業の場合は、(2)～(4)  
の記入は必要ありません。

(2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、当てはまるもの一つに記入してください。

25%未満	25%～50%未満	50%～75%未満	75%以上
809	0	0	0

調査は以上で終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

(3) 過去1年間に漁業以外に行なったすべての事業の事業所の数を記入してください。そのうち、販売金額が最も多かったもの一つに記入してください。

事業所の数	多売 多か 一つに 額が るもの の数
製造業	811
その他	812
卸売・小売業、飲食業	813
サービス業	814
その他	815
冷蔵倉庫業	816
その他	817

(4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数を記入してください。(寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保有する冷凍・冷蔵工場数)  
(工場)

817



## **2018年漁業センサス**

令和2年3月発行

編集・発行 石川県県民文化スポーツ部県民交流課統計情報室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 (076) 225-1342

FAX (076) 225-1345

電子メール toukei@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>

# 国勢調査2020

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な、大切な調査です。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人・世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。

令和2年の国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。



日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の大調査  
開始100年の国勢調査、はじまります

